平成２８年（フ）第５５４号
東京都世田谷区南烏山４丁目13―３―405
債務者　田島　豊彬
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６４号
東京都青梅市勝沼１丁目36
債務者　稲積　信晃
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６５号
東京都清瀬市旭が丘５丁目１―１―503
債務者　田中匡こと　五日市哲雄
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６９号
東京都八王子市大和田町６丁目17―11―102
債務者　大澤　幸雄
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５７０号
東京都八王子市大和田町６丁目17―11―102
債務者　大澤　直子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１号
東京都八王子市寺田町763番地６トキワハイツ105号
債務者　太田菜留美
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７４号
東京都立川市幸町２丁目21番地の１サンモールコート203号
債務者　鈴木　　榮
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月23日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２号
熊本県八代市新地町３番14号
債務者　水原輝久雄
1　決定年月日時　平成28年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月24日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１１号
静岡県浜松市中区和合町315番地の161　山本ハイツ102号、前住所静岡県浜松市中区中沢町９番11号
債務者　六井　房子
1　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月25日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第５３７号
栃木県佐野市伊勢山町1451番地　ソシア21―201、前住所神奈川県横浜市金沢区泥亀２丁目２番８―901号
債務者　神田　和尚
1　決定年月日時　平成28年１月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月４日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４２４号
埼玉県和光市下新倉２丁目24―５―102
債務者　福永　義和
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８号
大阪市生野区巽中１丁目19番16―901号、前住所大阪府東大阪市柏田西１丁目10番７号
債務者　山崎　正一
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５９号
大阪市生野区巽中１丁目19番16―901号、前住所大阪府東大阪市柏田西１丁目10番７号
債務者　山崎　紀子（旧姓峰）
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９８号
大阪府寝屋川市長栄寺町４番14号
債務者　長田　幸希
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６号
大阪市住之江区南港東１丁目６番４―901号
債務者　濵政　將宣
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部